

学校いじめ防止基本方針（２０２５年４月改訂）

宝塚市立西谷小学校

はじめに

本校は、「人間尊重の精神」と「園小中の連携」を教育の基盤にし、「ふるさとに学び、確かな学力を身につけた心豊かで健やかな子どもの育成」を学校教育目標として、「気づき。考え。行動できる子」「考えをまとめ表現できる子」「思いやる心をもつ子」「忍耐強くやり遂げる子」育成に向けた教育活動に取り組んでいる。また、保護者や地域と連携を図り、学校と家庭、地域がそれぞれの役割を踏まえながら、子どもたちの健全な成長を目指している。

平成２５年にいじめ防止対策推進法が制定され、その第１３条に学校のいじめ防止基本方針の策定が義務付けられた。そこで、本校は、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）についての対策を総合的かつ効果的に推進するため、本基本方針を策定する。

平成２９年３月１４日に国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が改訂されたことに伴い、平成３０年７月１日、本校の学校いじめ防止基本方針を改定する。

また、令和元年（２０１９年）７月に「宝塚市いじめ防止基本方針」が改訂されたことに伴い、本校の「いじめ防止基本方針」を改訂し、それ以降、学校の実情に合わせて毎年見直しを行い、必要に応じて改訂を行っている。

１ いじめの定義

本方針において「いじめ」とは、以下のようにとらえる。

「本校に在籍する児童に対して、一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。」

具体的には、次のような態様が考えられる。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれや集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

２ いじめの認知に関する考え方

いじめを見落とすことのないよう、いじめられた児童の立場に立ち、いじめを広く捉え、その上で情報共有と組織対応を行っていく。いじめの認知については、初期段階のいじめであっても学校が組織として積極的に認知し、解決につなげることが重要であることから、いじめの認知件数が多

いことは、学校の目が児童に行き届いていることのあかしであり、肯定的に捉えなければならない。

いじめの態様

- ① 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間外れ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑤ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑥ 金品をたかられる。
- ⑦ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。等

3 いじめの解消の要件

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、国の基本方針が示すように、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により長期の期間を設定する。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する必要がある。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童等を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保しなければならない。

4 いじめ防止等のための対策の基本理念

本市のいじめ防止等のための対策の基本理念は、「いじめ防止等」は子どもの人権・権利を守る取組であるとの認識のもと、推進法に規定されているように、以下のとおりとする。

- ① いじめ防止等のための対策は、全ての子どもに関係する問題であることに鑑み、子どもが安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- ② いじめ防止等のための対策は、全ての子どもがいじめを行わず、他の子どもに対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめの問題に関する子どもの理解を深めることを旨として行われなければならない。

- ③ いじめ防止等のための対策は、いじめを受けた子どもの生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、宝塚市、教育委員会、学校並びにすべての市民の連携及び協力の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

5 いじめ防止等のための組織の設置

学校は、推進法第22条の規定に基づき、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織として、学校いじめ防止委員会を設置する。

学校いじめ防止委員会は、「生徒指導上の問題」が、「いじめ」に当たるのかを判断し、いじめの解消に向けた対応に当たるだけでなく、いじめの防止等に向けた教育課程の編成・実施等、より積極的な機能や役割を担うことのできる組織とする。

(1) 構成員

いじめ防止委員会の構成員は、校長、教頭、生活指導担当教員、養護教諭、生活指導委員会担当教諭を基本とする。また、個々のいじめ事案の対処等に当たっては、関係の深い教職員を加えた拡大委員会を持つ組織とする。さらに必要に応じ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心理や福祉の専門家、弁護士、医師など外部専門家を加え、実効のないいじめ問題の解決に資する体制とする。

資料1

(2) 役割

学校いじめ防止委員会の役割は以下のとおりとする。

- ① 推進法2条に規定されている「いじめの定義」を全教職員が理解し、積極的にいじめの認知を行うことができるように組織体制を確立する。
- ② 学校基本方針に基づき、いじめ防止等の取組に関して、教育課程の編成・実施等具体的な年間計画を作成するとともに、その実施結果を検証する。また、必要に応じて、学校基本方針を改訂する。
- ③ いじめの相談・通報の窓口となるとともに、いじめが疑われる情報や児童生徒の問題行動などに係る情報を収集・記録する。
- ④ いじめが疑われる情報があつた時には定例または緊急会議を開き、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、いじめの有無の判断、指導及び支援体制・対応方針の決定を行う。
- ⑤ 校内研修を企画し運営する。
- ⑥ いじめ防止等に関して保護者や地域の協力を得るとともに、保護者や地域に対して学校の取組に関する情報提供を行う。
- ⑦ 推進法第28条に規定する重大事態の調査を行う。ただし、当該事案の性質に応じ、適切な専門家を加えて対応する。

6 いじめ防止等の対応に係る年間計画の策定

いじめ防止等のための取組、早期発見、校内研修等についての内容を、年間を通した計画を策定

する。計画策定や内容の実施にあたっては、P(計画)D(実施)C(検証)A(改善)サイクルの中で、いじめ防止委員会に外部人材を活用し、取り組み状況等の学校評価による定期的な点検と改善を行うことで、よりよいものに見直していく。

資料2

7 児童の主体的な活動

(1) 意義

いじめの防止は教職員だけが取り組むのではなく、児童がいじめをしない、許さない、見逃さないという強い意識を持つことが大切である。学校全体でいじめ防止等に取り組むには、児童と教職員との対話を通して、児童生徒の考えを実現していく観点から、児童の主体的な活動を、特別活動をはじめとする教育課程に位置付けるなど、指導上の方向性を明確にする必要がある。

(2) 内容

児童会活動の中で、児童一人ひとりに居場所のある学級や学校にしていくために、「学校のきまり」、いじめの防止等に関する取組を議題としたり、学級活動の中でもいじめのない学級づくりを取り上げたりするなど、児童自らが自分たちのできることについて考えることは有効である。

具体的には、次のような内容が想定できる。

- ① 「多様性」を認め合える学級や学校とはどのようなものか
- ② どのようにすれば、いじめが起こらない学級・学校づくりができるのか
- ③ いじめが起こったとき、自分たちの力で解決するにはどのようにしたらよいのか

(3) 留意点

児童が主体的に活動できるようにするために、教職員は以下の点に留意する。

- ① 学校全体としていじめを許さない意志の形成と、人権を尊重し他者を傷つけない学校文化の形成
- ② 全ての児童が居場所と役割を感じることができる学級づくりや行事の活性化
- ③ 学校の全ての教育活動を通じた、児童の自尊感情や社会性の育成

8 教職員研修

(1) 意義

いじめ防止等のための教育活動を学校全体で実効性のあるものにしていくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、教職員同士が気軽に何でも相談できる協働性豊かな職場の雰囲気が重要である。そのために、校内研修を有効に活用して、教職員が率直に意見を交換しながら、教職員個々のいじめ防止等に関する意識を高めることが有効である。また、児童の些細な変化等に気づき、適切に対応するための感性や資質の向上を図る。

(2) 内容

児童一人ひとりが自尊感情を持ち、互いを思いやり尊重する心を育む指導や学級経営のあり方、カウンセリングマインドなど児童理解による生徒指導のあり方など、多様な内容の研修を行う。

また、学校基本方針やいじめ防止等の年間計画を教職員全員が共有し、個別の事例研究を行うこと等により、教職員の共通理解を図る。さらに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー

カー、医師、弁護士などの専門家を活用することにより、教職員の資質向上を図る。

(3) 留意点

「いじめ防止等の研修」は、必ずしも特定の領域に特化できるものではなく、生徒指導をはじめ学級経営、集団づくり、授業づくり、児童生徒理解等々、多様なテーマにおよぶものである。教職員がこれらの研修を「いじめ防止等の研修」として、積極的な意義を見出し、教職員の共通認識や問題意識が形成されるよう行う。

9 教職員がゆとりをもって児童と向き合う時間の確保

ノー会議デー、定時退勤日の実施、事務作業や会議の効率化など勤務時間の適正化を図ることにより、教職員がゆとりをもって児童と向き合う時間を確保し、一人ひとりの児童の状況や学級集団等の様子を日常的に把握するなど、いじめの防止等に資する体制を整備する。

10 家庭や地域との連携

児童を取り巻く多くの大人が、児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTCA や地域の関係団体、学校に関係する人たちとの連携を進め、学校と家庭、地域とが組織的に協働する体制を構築する。そのために情報交換や意見交換を行えるよう、日ごろから開かれた学校づくりに努める。

11 いじめの防止

(1) 人権教育の実施

いじめは相手の人権を侵害する行為であり、絶対に許されるものではない。このことを児童一人ひとりがしっかりと理解し、互いの人権を尊重する心を育まなければならない。本校では、全ての教育活動の中に人権尊重の視点を持ち、取り組んでいるが、人権週間における重点的な取組、人権参観を通じた児童の学びと保護者への啓発など、あらゆる機会に人権教育を進めていく。

(2) 道徳教育の実施

いじめをしない、させない、許さない、見逃さない態度を育成するにあたっては、児童が生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識を持たせることが必要となる。「心のノート」「兵庫版道徳教育副読本」などの教材を活用しながら、充実した道徳教育を計画的に進めていく。

(3) 体験活動の実施

体験的な活動は児童の豊かな人間性や価値観の形成、自尊感情の獲得、仲間意識や自己肯定感、自己有用感を醸成する。3年生の環境体験、5年生の自然学校、6年生での修学旅行をはじめとして、その他多様な体験活動を計画的に進めていく。

(4) 地区児童会・クラブ活動における指導

地区児童会やクラブ活動のような異年齢の児童と一緒に活動する場面において、児童の協調性や連帯感を育み、互いに認め合い思いやる心を育てることを踏まえなければならない。その際、担当教員と担任、PTCA担当の方と連携を密にし、活動を進めていく。

(5) いじめに対する正しい理解

児童一人ひとりが当事者の立場に立って他者を自分と同じように尊重する心やいじめに対する正しい理解に基づき行動する態度を育成する。

1.2 いじめの早期発見

(1) 定期的なアンケート調査等の実施

毎年、年間計画に従い、いじめに関するアンケート調査を実施し、定期的に情報を収集することで、いじめの実態把握を行う。また、アンケートだけではなく、担任等による日常的な観察や面談、臨床心理士によるカウンセリングなども適宜行う。さらに、「いじめ早期発見のためのチェックリスト」「家庭で分かるいじめ発見のチェックポイント」を活用し、いじめの早期発見に努める。

(2) 教職員と児童との良好な人間関係の構築と相談機能の充実

いじめが疑われる事案があったとき、いじめを受けている児童やその保護者、またいじめを見た児童にとって安心して相談できる教職員であるよう、日ごろから児童との良好な関係を構築する。

また、児童や保護者、地域等からのいじめに関する相談を受けるところとして、担任等の教職員、校内の「いじめ防止委員会」等が担っているが、この相談体制が適切に機能しているかなどについて定期的に学校評価などで点検するとともに、学校だより、保護者懇談会、PTCAの会議、学校運営協議会などを通じて広く周知する。

1.3 いじめへの対処

(1) いじめの発見・通報を受けた時の対応

いじめと疑われる行為を発見した時は、その場ですぐに止める。児童や保護者等から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には真摯に傾聴する。いじめの発見・通報を受けた場合は特定の教職員で抱え込まず、「いじめ防止委員会」に情報を提供し、組織的な対応を行う。その際、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、心配や不安を取り除くかわりを行う。

(2) いじめを受けた児童や保護者への支援

いじめを受けた児童から事実関係の聴取を行う。また、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝えとともに、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝える。また、いじめを受けた児童にとって信頼できる友人や大人などと連携し、児童に寄り添い支える体制をつくる。いじめを受けた児童が一刻も早く、安心して学校生活を送ることができるよう、全力で取り組む。

こういった取組に当たっては、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意する。

(3) いじめた児童への指導、その保護者への助言

いじめたとされる児童から事実関係の聴取を行う。聴取した事実関係は、速やかに保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、保護者と連携した対応を行う。その際、スクールカウンセラーとも連携し家庭における児童への指導等について必要な助言を保護者に行う。場合によっては、いじめた児童に対する別室での指導、学校教育法第11条の規定に基づいた懲戒を行うこともあり得る。市教育委員会にはすみやかに事実の報告を行い、十分に対応について協議する。

(4) 周囲の児童への働きかけ

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えること、いじめを止めることはできなくても、誰かに伝える勇気を持つことを指導する。

はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

いじめは学級全体の問題であることを児童に理解させながら、被害児童と加害児童、周りの児童との関係を修復し、好ましい集団活動ができるよう、集団の一員としての在り方について、傍観者から仲裁者への転換を促す指導を行う。

(5) いじめ解消の判断について

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。

いじめが解消している状態とは

- ① 被害者に対する心理的、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が少なくとも3か月を目安として継続していること。
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

確認については被害児童本人及びその保護者に対して面談等により確認する。

(6) 教育委員会との連携

いじめを把握した場合、迅速な報告、相談など、教育委員会との連携強化に努め、指導助言等による支援のもと、管理職が中心となって組織的に対応し、迅速な問題解決を図る、また、場合によってはスクールカウンセラー・スーパーバイザー、スクールロイヤー等への支援を要請するとともに、阪神教育事務所の学校サポートチームや「教育相談窓口」等を活用する。

(7) (ネットいじめ) への対応

(1) ネットいじめの状況

児童が、スマートフォン、携帯電話やパソコン等を利用する機会は、近年急激に増加してきており、SNS等（無料通話アプリ等）の普及は、児童の生活スタイルや人間関係づくりの面で多大な影響を与えている。このような中、インターネット上で、特定の児童に対する誹謗・中傷が行われたり、他人になりすまして携帯電話のメールを利用し特定の児童に対する誹謗・中傷を不特定多数の携帯電話に送りつけたりするなど、『ネットいじめ』が深刻化してきている。

(2) ネットいじめの防止に向けた取組

インターネット等を介したいじめは、大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校では、「授業づくり」「集団づくり」「児童生徒の主体的な活動」等の取組とともに、児童、保護者に対

して、警察や通信事業者等と連携を図り、情報モラルに関する教育に取り組む。また、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者に対しても家庭における保護者の責務や家庭での教育の必要性について周知する。

1 4 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

本方針において、「重大事態」とは、次のようにとらえる。

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより転学等が余儀なくされた場合
- 年間30日以上いじめにより欠席した場合

年間30日以上欠席でなくても、児童がいじめにより一定期間、連続して欠席しているような場合でも、教育委員会や学校の判断により重大事態ととらえる。また、児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態としてとらえる。

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した時は、直ちに教育委員会に報告する。教育委員会により学校が調査主体として対応する判断があった場合は、「宝塚市いじめ防止等基本方針」に沿った対応を行う。

資料3

1 5 その他の事項

参考とするもの

いじめ防止等の対応については、県教育委員会発行の「いじめ対応マニュアル」や文部科学省発行の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を参考にする。

<参考資料>

- 資料1 校内組織体制・対応
- 資料2 年間指導計画
- 資料3 宝塚市いじめ防止等基本方針 第6章抜粋